

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 里 見 治

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月16日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月17日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 コンベンションホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件
第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- ◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。
（当社ウェブサイト <http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>）

インターネットによる開示についてのご案内

法令及び定款の規定に基づき、事業報告の業務の適正を確保するための体制、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、当社ウェブサイト (<http://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/event/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

※会計監査人及び監査役会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している業務の適正を確保するための体制、連結注記表及び個別注記表を含みます。

招集ご通知の受領方法についてのご案内

メールアドレスをご登録いただいた株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで速やかに受領いただくことができます。（携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

電子メールによる受領をご希望される株主様は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ「電子メール受領」の画面からお手続きください。

ご登録いただいた株主様に電子メールによりお送りする法定の招集ご通知（当社ウェブサイトに掲載されたことのご通知を含みます。）は次のとおりとなります。なお、招集ご通知は株主名簿管理人から電子メールにて送信いたします。

- (1) 定時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・添付書類（事業報告等）・株主総会参考書類
 - (2) 臨時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・株主総会参考書類
- ※招集ご通知は、株主総会基準日（定時株主総会の場合は事業年度末、臨時株主総会の場合は別途取締役会の決議による一定の日）から一定期間を過ぎてお手続きされた場合など、反映されない場合もございますのでご了承ください。

議決権の行使についてのご案内

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

（１）議決権行使方法について

- ① 当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、当社の指定する議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（２）議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

※バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右記の「QRコード」を読み取り、当社の指定する議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



（「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。）

- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

- ④ 当社の指定する議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い】

- ① 議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

〔ヘルプデスク〕

株主名簿管理人
専用ダイヤル

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-173-027（通話料無料）
（受付時間 平日午前9時から午後9時まで）

※上記は、株式事務に関するお問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。

事業報告

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融・財政政策の効果を受け、企業業績の向上や雇用情勢に改善が見られる等、総じて景気は緩やかな回復基調が続いております。個人消費においては、消費税率引き上げ等の影響による消費意欲の低下がみられるものの、雇用環境等の着実な改善を背景に、全体としては底堅く推移しております。しかしながら、新興国経済の成長鈍化等といった海外経済の下振れに対する不安感から、依然として景気の本格回復にはまだ時間を要する状況で推移しております。

このような状況の中、遊技機業界におきましては、遊技機の型式試験を執り行う一般財団法人保安通信協会(略称:保通協)での、パチスロ遊技機の型式試験方法の運用が変更されたことに伴い、市場全体で新タイトルの投入数が減少したことから、パチスロ遊技機における新台入替は前期を下回って推移しております。一方、パチンコ遊技機の新台入替は主に主力製品を中心に若干の需要拡大が見られたことから、比較的堅調に推移しております。今後の市場活性化に向けては、エンドユーザーに支持される機械の開発、供給等が求められております。

アミューズメント業界におきましては、スマートフォンをはじめとした遊びの多様化並びに市場を牽引するタイトルの不在により、市場が低調に推移しております。今後の市場活性化に向けては、多様化する顧客ニーズに応じた斬新なゲーム機の開発、供給等が期待されています。

家庭用ゲーム業界におきましては、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やスマートフォン向けなどのデジタルゲーム市場における需要が拡大する一方で、パッケージゲーム市場は低調に推移しております。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は3,549億21百万円(前期比6.1%減)、営業利益は176億9百万円(前期比54.3%減)、経常利益は169億93百万円(前期比58.1%減)となり、減損損失や解体費用引当金繰入額、映画自主製作中止に伴う損失、早期割増退職金などの特別損失を159億24百万円計上したことに加えて、税制改正による影響や当期の業績及び今後の業績見通しを勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の一部を取崩して法人税等調整額に計上したため、当期純損失は112億58百万円(前期は当期純利益307億21百万円)となりました。

なお、当社におきましては、平成27年3月期において各事業の収益力向上のため、構造改革を実施し、グループ内の組織再編、不採算事業、赤字事業の縮小・撤退、それに伴う人員削減などの合理化を決定いたしました。

その結果、本件に伴う費用として平成27年3月期において特別損失を約70億円計上したものの、平成28年3月期においては、固定費削減効果として平成27年3月期比で約60億円の削減効果を見込んでおります。今後も既存の各事業における課題に取り組むとともに、新規領域も含めた成長分野への経営資源の投入など、引き続き収益力の向上を目的とした施策を立案・実行してまいります。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

遊技機事業

パチスロ遊技機におきましては、サミーブランド『パチスロ蒼天の拳2』や『パチスロ アラジンA II』などを販売したものの、新タイトルの投入数が前期比で減少したことから、前期実績を下回る207千台の販売となりました。パチンコ遊技機におきましては、主力タイトルであるサミーブランド『ぱちんこCR北斗の拳6』シリーズや『パチンコCR化物語』などの販売が堅調に推移した結果、前期実績を上回る242千台の販売となりました。

以上の結果、売上高は1,492億24百万円（前期比18.0%減）、営業利益は257億96百万円（前期比43.0%減）となりました。

遊技機の主要販売機種名及び販売台数

パチスロ遊技機

機 種 名	ブ ラ ン ド	販 売 台 数
パチスロ蒼天の拳2	(サミー)	76千台
パチスロ アラジンA II	(サミー)	72千台
サラリーマン金太郎 出世回胴編	(ロデオ)	42千台
パチスロバーチャファイター	(タイヨーエレクト)	7千台
パチスロ ロストアイランド	(サミー)	4千台

パチンコ遊技機

機 種 名	ブ ラ ン ド	販 売 台 数
ぱちんこCR北斗の拳6シリーズ	(サミー)	133千台
パチンコCR化物語	(サミー)	32千台
CRブラックラグーン2シリーズ	(タイヨーエレクト)	15千台
デジハネCR北斗の拳5慈母	(サミー)	14千台
ぱちんこCRハクション大魔王シリーズ	(サミー)	10千台

アミューズメント機器事業

アミューズメント機器事業におきましては、『StarHorse3 Season III CHASE THE WIND』におけるCVTキット等の販売、『WORLD CLUB Champion Football』、『戦国大戦』におけるCVTキットやカード等の消耗品の販売、『ボーダーブレイク』シリーズ、『Wonderland Wars』などのレベニューシェアタイトルによる配分収益が計上され、売上高は454億80百万円（前期比3.7%増）となりましたが、一部の棚卸資産について簿価切下げを行ったことなどにより、営業損失は25億36百万円（前期は営業損失12億64百万円）となりました。

アミューズメント施設事業

アミューズメント施設事業におきましては、前期に引き続き既存店舗の運営力強化を行い、国内既存店舗の売上高は、前期比100.1%でしたが、消費税率引き上げによる売上高減少の影響を受けました。

当期末の国内店舗数は、6店舗の出店及び6店舗の閉店を行った結果、店舗数は198店舗となりました。

以上の結果、売上高は414億32百万円（前期比4.2%減）、営業損失は9億46百万円（前期は営業利益60百万円）となりました。

コンシューマ事業

コンシューマ事業におきましては、パッケージゲーム分野において、『Alien: Isolation』、『龍が如く0 誓いの場所』などの新作タイトルの販売を行った結果、パッケージ販売本数は、米国495万本、欧州520万本、日本214万本、合計1,230万本となり前期実績を上回ったものの、厳しい市場環境を受けて低調に推移いたしました。

一方で、携帯電話・スマートフォン・PCダウンロード等のデジタルゲーム分野におきましては、オンラインRPG『ファンタシースターオンライン2』や、『ぶよぶよ!!クエスト』、『チェインクロニクル ～絆の新大陸～』等の主力タイトルの他、『アンジュ・ヴィエルジュ ～第2風紀委員 ガールズバトル～』、『サカつくシュート!』等の既存タイトルが好調に推移した結果、デジタルゲーム分野全体は堅調に推移いたしました。また、携帯電話・PC向けパチンコ・パチスロゲームサイトにおいては、スマートフォン対応版『777TOWN』並びにDeNA向け『モバ7』の取り組みを強化しております。

なお、デジタルゲーム分野における国内配信タイトル数は平成27年3月末時点で117本（うち、売切り型65本、無料プレイ型52本）となりました。

玩具販売事業におきましては、『アンパンマンシリーズ』及び『ジュエルボットシリーズ』などを中心に販売を実施したものの、玩具販売事業全体は低調に推移いたしました。

アニメーション映像事業におきましては、劇場版『名探偵コナン 異次元の狙撃手』の配給収入や、TVシリーズ『弱虫ペダル』のライセンス収入、物販収入などが堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は1,117億57百万円（前期比11.2%増）、営業利益は40億33百万円（前期比93.1%増）となりました。

② 対処すべき課題

平成27年4月1日付で、傘下の事業会社を以下の3事業グループに再編いたしました。

- ・サミー株式会社を中心とする遊技機事業
- ・株式会社セガ（※）のネットワークゲーム事業等のデジタルゲーム分野を中核とするエンタテインメントコンテンツ事業
- ・ホテルやゴルフ、リゾート施設等を展開するリゾート事業

（※）株式会社セガは平成27年4月1日付で株式会社セガゲームスに商号変更

各事業グループにおいては、意思決定の迅速化を図りながら重複する機能の効率化を進め、経営資源を適切に投入できる体制を構築し、事業環境の変化に対応しながら経営効率を高めてまいります。

遊技機事業におきましては、パチスロ遊技機の型式試験方法の運用変更など市場環境、規制環境が大きく変革する中、引き続き低貸玉営業の普及や遊技人口の減少などにより、パチンコホール運営者の経営状態が厳しさを増しております。このような環境のもとで、従来に引き続き市場ニーズに応じた斬新なゲーム性を備えた製品の開発、供給に取り組み市場販売シェアの維持、拡大を図ってまいります。

短中期的成長分野と位置付けているエンタテインメントコンテンツ事業におきましては、更なる利益成長を実現するために、収益性が低下傾向にあったパッケージゲーム分野、アミューズメント機器分野、アミューズメント施設分野、映像・玩具分野における合理化を進め、収益性を向上させることが求められております。同時に、成長分野であるスマートフォン・PCオンラインゲーム等を中心としたデジタルゲーム分野に経営リソースを集中しつつ、各分野の意思決定の迅速化を進めることにより市場環境の変化に対応することが経営課題となっております。

中長期的成長分野と位置付けているリゾート事業におきましては、将来的なりリゾート事業の本格化に備え、経営リソースの最適配分を進め先行投資を行いつつ、国内におけるリゾート施設の開発、運営、テーマパークの開発、運営、さらには海外における統合型リゾートの開発、運営を通して、ノウハウの蓄積を進めることが経営課題となっております。

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度における資金調達としましては、中長期の運転資金確保を目的に、取引金融機関からの借入や公募普通社債の発行等により当社において310億円の調達を実施いたしました。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、サミー株式会社、株式会社セガ、株式会社サミーネットワークス、株式会社セガトイズ、株式会社トムス・エンタテインメント等の計10社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、287億80百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、遊技機事業における金型取得を中心とした設備投資67億9百万円、株式会社セガ エンタテインメント等が運営するアミューズメント施設における設備投資65億34百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社子会社株式会社セガネットワークスは、平成27年2月2日、Demurge Studios, Inc.の株式を取得し、子会社化いたしました。

④ 直前三連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第11期(当期)
		自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高	(百万円)	395,502	321,407	378,011	354,921
経常利益	(百万円)	58,164	20,914	40,531	16,993
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	21,820	33,460	30,721	△11,258
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	86.73	137.14	126.42	△46.22
総資産	(百万円)	497,451	528,504	542,936	528,898
純資産	(百万円)	296,376	320,034	348,270	322,673

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループは遊技機事業、アミューズメント機器事業、アミューズメント施設事業、コンシューマ事業並びにその他事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主 な 事 業 内 容
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売、遊技場の店舗設計等
アミューズメント機器事業	アミューズメント施設用ゲーム機の開発・製造・販売
アミューズメント施設事業	アミューズメント施設の開発・運営・レンタル・保守業務
コンシューマ事業	ゲームソフトウェアの開発・販売、玩具等の開発・製造・販売、携帯電話等を通じたエンタテインメントコンテンツの企画販売、アニメーション映画の企画・制作・販売
その他事業	複合型リゾート施設事業、情報提供サービス業、その他

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都港区）

(2) 主要な子会社の事業所

・ サミー株式会社

本社（東京都豊島区）
川越工場（埼玉県川越市）
支店（8支店）

・ 株式会社セガ

本社（東京都品川区）

・ 株式会社セガ エンタテインメント

アミューズメント施設（198店舗）

(3) 企業集団の使用人の状況

従業員数（前期末比増減） 7,888名（416名増）

(注) 従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガ	100百万円	100.0%	アミューズメント機器の開発・製造・販売、アミューズメント施設の開発・運営、ゲームソフトウェアの開発・販売
株式会社ロデオ	100百万円	65.0% (注)1	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクトリック株式会社	5,125百万円	100.0% (注)1	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	200百万円	100.0% (注)1	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社セガ エンタテインメント	100百万円	100.0% (注)1	アミューズメント施設の運営
株式会社セガネットワークス	10百万円	100.0% (注)1	デジタルゲームの開発・販売
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0% (注)1	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
Sega Amusements Europe Ltd.	26,485千Stgポンド	100.0% (注)1	アミューズメント機器の輸入・製造・販売
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,000千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千Stgポンド	100.0% (注)1	ゲームソフトウェアの販売
株式会社インデックス	10百万円	100.0% (注)1 (注)2	携帯電話向けコンテンツの企画開発
株式会社アトラス	10百万円	100.0% (注)1 (注)2	ゲームソフトウェアの開発
株式会社サミーネットワークス	300百万円	100.0%	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100.0%	玩具の開発・製造・販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トムス・エンタテインメント	8,816百万円	100.0%	アニメーション映画の企画・制作・販売等
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0%	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
日本マルチメディアサービス株式会社	100百万円	100.0%	情報提供サービス業、コールセンター、人材派遣業
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営
株式会社セガサミー釜山	124,000百万ウォン	100.0% ^{(注)1}	ホテル、エンタテインメント、商業施設等からなる複合施設の開発・運営
セガサミークリエイション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売

(注) 1. 出資比率には間接保有を含んでおります。

2. 株式会社インデックスは、平成26年4月に株式会社アトラス(旧商号 株式会社インデックス)を分割会社とする新設分割により設立されております。

⑧ 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,475百万円
株式会社あおぞら銀行	7,645百万円
株式会社りそな銀行	6,350百万円
株式会社横浜銀行	3,763百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,630百万円
株式会社みずほ銀行	3,443百万円
株式会社三井住友銀行	3,047百万円
株式会社北陸銀行	2,053百万円
その他	3,353百万円
合 計	46,760百万円

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、中間配当は1株当たり20円を実施しており、期末配当は1株当たり20円としております。

また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

3事業グループへの再編施策の一環として、グループ各社の担当事業領域を明確にするとともに、今後もグループが保有する事業の継続的な見直しを行いさらなる事業再編を進めるための施策としたグループ内組織再編を以下のとおり、平成27年4月1日付で実施いたしました。

- ・株式会社セガホールディングスを新設し、同社傘下に、エンタテインメントコンテンツ事業を集約
 - ・アミューズメント機器分野を担う、株式会社セガ・インタラクティブを新設
 - ・株式会社セガ（※）と株式会社セガネットワークスを合併し、パッケージゲーム分野、デジタルゲーム分野を担う株式会社セガゲームスに商号変更
 - ・株式会社セガ（※）の大型施設運営ノウハウをリゾート事業に活用するため、エンタテインメントパーク事業の一部（東京ジョイポリス、オービィ横浜等）を分割し、株式会社セガ・ライブクリエイションを新設(当社直接子会社)
- （※）株式会社セガは平成27年4月1日付で株式会社セガゲームスに商号変更

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 266,229,476株
- ③ 株主数 94,348名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
里 見 治	33,619,338	14.15
有限会社エフエスシー	12,972,840	5.46
株式会社HS Company	10,000,000	4.21
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	7,876,871	3.31
CBNY - ORBIS SICAV	5,111,618	2.15
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	5,090,569	2.14
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	5,025,200	2.11
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	5,014,913	2.11
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	4,362,500	1.83
BNYM TREATY DTT 15	4,140,996	1.74

(注) 持株比率は、自己株式(28,801,789株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、今後の事業展開に応じた機動的な資本政策に備えるため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく平成27年2月12日の当社取締役会決議により、平成27年2月18日から4月16日の間、市場取引により、1,000万株の自己株式を総額18,120百万円で取得いたしました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

取締役会決議日	平成24年7月31日
保有人数 当社取締役	7名
新株予約権の数 (注)1	2,530個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	253,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額(1株当たり)	1,686円
新株予約権の行使期間	平成26年9月2日～平成28年9月1日
新株予約権の主な行使条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、当社取締役会の承認を得るものとする。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。なお、上記は、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。
2. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
- 対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、次に規定する場合はこの限りではない。
- ア. その地位の喪失が任期満了または法令等または当社もしくは当社子会社の定款の変更による退任に基づく場合
- イ. その地位の喪失が定年退職、事業縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合
- ウ. 会社都合による地位の喪失後、ただちに当社その他当社のグループ会社や取引先その他当社が承諾する会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問または従業員の地位を取得した場合

- ② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
- 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成27年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里見 治	代表取締役会長兼社長 兼グループ構造改革本部長	サミー株式会社代表取締役会長、 株式会社セガ代表取締役会長
鶴見 尚也	代表取締役専務 事業開発室、戦略企画室、 関連事業部管掌	株式会社セガ取締役副会長
菅野 暁	取締役 グループ代表室、管理本部、 グループCSR推進室、秘書室管掌 兼グループ構造改革本部副部長	サミー株式会社取締役、 株式会社セガ取締役
里見 治紀	取締役	サミー株式会社取締役、 株式会社セガ代表取締役副社長
青木 茂	取締役	サミー株式会社代表取締役社長
岡村 秀樹	取締役	株式会社セガ代表取締役社長
小口 久雄	取締役	
岩永 裕二	取締役	弁護士
夏野 剛	取締役	
嘉指 富雄	常勤監査役	
平川 壽男	監査役	サミー株式会社常勤監査役
阪上 行人	監査役	株式会社セガ常勤監査役
榎本 峰夫	監査役	株式会社セガ監査役、弁護士

- (注) 1. 取締役のうち岩永裕二、夏野剛の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役の嘉指富雄、監査役のうち平川壽男及び榎本峰夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の岩永裕二・夏野剛、常勤監査役の嘉指富雄、監査役の平川壽男・榎本峰夫の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、専務取締役付 松永裕文、グループ代表室付 深澤恒一・大脇洋一・秋庭孝俊、グループ代表室広報担当 上田晃一郎、グループ内部統制室長兼グループCSR推進室長兼内部監査室長 石倉博、グループ代表室長兼秘書室長兼グループ構造改革本部付 菊地誠一郎、管理本部長 高橋公一で構成されております。

② 役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9人	575百万円
監 査 役	2人	25百万円
計	11人	600百万円

- (注) 1. 報酬等の額には支給予定の役員賞与125百万円（取締役125百万円）及びストック・オプション報酬5百万円（取締役5百万円）を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月19日開催の定時株主総会において1,000百万円と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催のサミー株式会社定時株主総会及び平成16年6月29日開催の株式会社セガ定時株主総会において50百万円と決議されております。

③ 各社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岩 永 裕 二	当事業年度の取締役会に16回中15回（内定時取締役会12回中11回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	夏 野 剛	当事業年度の取締役会に16回中16回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外監査役	嘉 指 富 雄	当事業年度の取締役会に16回中16回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	平 川 壽 男	当事業年度の取締役会に16回中16回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	榎 本 峰 夫	当事業年度の取締役会に16回中14回（内定時取締役会12回中11回）出席し、主に弁護士としての専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月20日開催の第2期定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の榎本峰夫氏と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	5人	75百万円	17百万円

5. 会計監査人に関する事項

① 名称
有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月20日開催の第2期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該規定に基づく会計監査人の有限責任 あずさ監査法人との責任限定契約は締結しておりません。

③ 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	122百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	305百万円

(注) 当社の子会社であるSega Europe Ltd.等は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

【当事業年度中に存在した基本方針】

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。さらに、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査担当部門及び内部統制担当部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査、モニタリングし、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督に係る経営管理組織に報告する。当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を執る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うため監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 内部統制担当部門に、当社及び当グループのコンプライアンス統括機能を持たせ、使用人が法令定款その他の社内規則及び社会通念などに対する適正な行動をとるためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。
 - ② 使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライアンス担当部門及び社外の弁護士を受付窓口とする通報窓口を整備する。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社にグループ役員連絡会、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題または重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とする。
 - ② 前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
 - ② 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、財務報告に係る内部統制の評価結果を遅滞なく監査役会に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③ 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

【平成27年5月1日改定後の基本方針】

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン（以下「グループ理念・規範」と総称する）を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。

更に、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、管理部門を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関する方針、並びにITセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー及びガイドラインの一つとしてリスクマネジメントに関する方針及び危機管理ガイドラインを制定するとともに、当社グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対処の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者（以下③、④において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループ・コンプライアンス連絡会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組みせるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

(7) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会に直属する組織として監査役室を設け、監査役室に所属する使用人は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。

監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって当てる。兼務使用人については、とくに独立性に配慮する。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要とする。

(8) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査役は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。

(10) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用費用等も、これに含まれる。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

監査役会は、独自に必要な応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

(連結計算書類)

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	298,260	流 動 負 債	86,726
現金及び預金	102,260	支払手形及び買掛金	26,964
受取手形及び売掛金	39,239	短期借入金	13,842
有価証券	97,210	1年内償還予定の社債	1,600
商品及び製品	6,518	未払法人税等	3,240
仕掛品	12,277	未払費用	13,358
原材料及び貯蔵品	9,967	賞与引当金	4,339
未収還付法人税等	6,235	役員賞与引当金	488
繰延税金資産	6,053	事業再編引当金	217
その他	18,887	ポイント引当金	36
貸倒引当金	△389	資産除去債務	133
固 定 資 産	230,637	繰延税金負債	11
有 形 固 定 資 産	100,272	その他	22,491
建物及び構築物	33,079	固 定 負 債	119,498
機械装置及び運搬具	7,196	社債	56,200
アミューズメント施設機器	9,866	長期借入金	32,918
土地	39,822	退職給付に係る負債	3,716
建設仮勘定	1,782	役員退職慰労引当金	121
その他	8,525	繰延税金負債	4,274
無 形 固 定 資 産	29,071	再評価に係る繰延税金負債	739
のれん	14,668	資産除去債務	2,435
その他	14,402	解体費用引当金	3,395
投 資 そ の 他 の 資 産	101,293	その他	15,696
投資有価証券	70,051	負 債 合 計	206,224
長期貸付金	865	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	14,081	株 主 資 本	298,824
繰延税金資産	656	資本金	29,953
その他	16,429	資本剰余金	119,282
貸倒引当金	△790	利益剰余金	198,924
		自己株式	△49,335
		その他の包括利益累計額	18,726
		その他有価証券評価差額金	17,794
		繰延ヘッジ損益	10
		土地再評価差額金	△4,699
		為替換算調整勘定	3,414
		退職給付に係る調整累計額	2,206
		新株予約権	832
		少数株主持分	4,289
		純 資 産 合 計	322,673
資 産 合 計	528,898	負 債 純 資 産 合 計	528,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		354,921
売 上 原 価		220,044
売 上 総 利 益		134,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		117,267
営 業 利 益		17,609
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	307	
受 取 配 当 金	982	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	26	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	311	
償 却 債 権 取 立 益	300	
そ の 他	896	2,825
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	910	
売 上 割 引	58	
支 払 手 数 料	159	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	66	
店 舗 解 約 違 約 金	2	
固 定 資 産 除 却 損	585	
社 債 発 行 費	155	
和 解 金	418	
為 替 差 損	390	
そ の 他	693	3,441
経 常 利 益		16,993

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	113	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	175	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	187	
新 株 予 約 権 戻 入 益	196	
収 用 補 償 金	277	
そ の 他	61	1,013
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	80	
減 損 損 失	7,881	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100	
解 体 費 用 引 当 金 繰 入 額	2,778	
映 画 自 主 製 作 中 止 に 伴 う 損 失	1,826	
早 期 割 増 退 職 金	1,868	
そ の 他	1,388	15,924
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,082
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,483	
法 人 税 等 調 整 額	6,901	12,384
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		10,302
少 数 株 主 利 益		955
当 期 純 損 失		11,258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	29,953	119,312	219,684	△37,971	330,977
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			711		711
会計方針の変更を反 映した当期首残高	29,953	119,312	220,395	△37,971	331,689
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△9,758		△9,758
当 期 純 損 失			△11,258		△11,258
自己株式の取得				△12,601	△12,601
自己株式の処分		△30		1,237	1,207
連結範囲の変動			△231		△231
持分法の適用範囲の変動			△222		△222
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△30	△21,470	△11,363	△32,864
当 期 末 残 高	29,953	119,282	198,924	△49,335	298,824

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 異 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	16,804	0	△4,705	△2,281	2,504	12,322
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						
会計方針の変更を反 映した当期首残高	16,804	0	△4,705	△2,281	2,504	12,322
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						
当 期 純 損 失						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
連結範囲の変動						
持分法の適用範囲の変動						
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	990	9	5	5,695	△297	6,403
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	990	9	5	5,695	△297	6,403
当 期 末 残 高	17,794	10	△4,699	3,414	2,206	18,726

(単位：百万円)

	新株 予約権	少数株 主分 持	純資 産計 合
当 期 首 残 高	1,078	3,892	348,270
会計方針の変更による 累積的影響額			711
会計方針の変更を反 映した当期首残高	1,078	3,892	348,982
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△9,758
当期純損失			△11,258
自己株式の取得			△12,601
自己株式の処分			1,207
連結範囲の変動			△231
持分法の適用範囲の変動			△222
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△245	397	6,555
連結会計年度中の 変動額合計	△245	397	△26,308
当 期 末 残 高	832	4,289	322,673

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 78社

主な連結子会社の名称は、事業報告「1 企業集団の現況に関する事項 ⑦ 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、JMSコミュニケーションズ株式会社他2社は新規設立により、Demiurge Studios, Inc. 他3社は株式取得により、株式会社インデックスは新設分割により、Sega Publishing Korea Ltd. 他5社は重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結子会社としております。

また、株式会社サミーデザインは株式売却により、Sega Australia Pty Ltd. 他1社は会社清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数 12社

主な非連結子会社：

Sega (Shanghai) Software Co., Ltd. 他

非連結子会社につきましては総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

Sega Publishing Korea Ltd. は重要性が増したことにより、連結子会社としたため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。

持分法を適用した関連会社の数 11社

主な持分法適用関連会社：

株式会社パラダイスセガサミー、インターライフホールディングス株式会社他

なお、株式会社ギャラクシーグラフィックスは新規設立により、株式会社プレイハートは株式取得により、株式会社サブカライズレコード他2社は重要性が増したことにより、持分法の適用の範囲に含めております。

また、株式会社CRI・ミドルウェアは株式の一部売却により、持分法の適用の範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 16社

主な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社：

株式会社キャラウェブ他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が連結会社の当期純損益及び利益剰余金等に比して、いずれも重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社の名称	決算日
Sega Amusements Taiwan Ltd.	12月末日
上海新世界世嘉游芸有限公司	12月末日
北京世嘉無線娛樂科技有限公司	12月末日
精文世嘉（上海）有限公司	12月末日
世嘉（青島）娛樂有限公司	12月末日
Demiurge Studios, Inc.	12月末日
Demiurge Studios, LLC	12月末日
Demiurge Game Development LLC	12月末日
Dartslive China Ltd.	12月末日

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの：

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ：

時価法を採用しております。

たな卸資産：

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～16年
アミューズメント施設機器	2～5年

無形固定資産（リース資産を除く）：

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産：

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

創 立 費：支出時に全額費用処理しております。
株式交付費：支出時に全額費用処理しております。
社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

賞与引当金：

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金：

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

事業再編引当金：

事業再編に伴い将来発生すると見込まれる費用のうち、当連結会計年度の負担に属すると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金：

国内の連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ポイント引当金：

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

解体費用引当金：

老朽化した遊休建物解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額を費用処理または発生時に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から定額法により費用処理または翌連結会計年度で一括費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成27年3月26日 企業会計基準適用指針第25号。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が812百万円、繰延税金資産が101百万円減少し、利益剰余金が711百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微です。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社において振当処理が認められる通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金の金利、外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行っております。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。ただし、通貨スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺することができるため、また、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を合理的に見積もれる場合にはその見積もり年数により、それ以外の場合には5年間の定額法により償却を行っております。

⑧ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は主に当連結会計年度の費用として処理しております。

⑨ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「和解金」（前連結会計年度2百万円）は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」（前連結会計年度0百万円）は、特別利益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(6) 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率の引下げが行われることとなりました。

この税率変更に伴い、当連結会計年度末の繰延税金資産の純額が165百万円、法人税等調整額が648百万円、その他有価証券評価差額金が788百万円、土地再評価差額金が5百万円、退職給付に係る調整累計額が18百万円それぞれ増加しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 172,531百万円

(2) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(3) 土地の再評価

連結子会社である株式会社セガは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(4) 当座貸越契約の未実行残高 40,425百万円

貸出コミットメント契約の未実行残高 30,000百万円

III 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 6,195百万円

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 44,539百万円

(3) 特別損益の主な科目の内訳

① 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

土地 109百万円

その他有形固定資産 3

合計 113

② 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

土地 78百万円

その他有形固定資産 1

合計 80

③ 減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失計上額
遊技機生産設備等	愛知県瀬戸市他 4 件	建物及び構築物	228
		その他有形固定資産	1,328
		その他無形固定資産	32
		土地	33
アミューズメント施設	神奈川県横浜市他 6 件	建物及び構築物	2,859
		アミューズメント施設機器	691
		その他有形固定資産	92
		その他無形固定資産	68
事業用資産	東京都渋谷区他10件	建物及び構築物	338
		アミューズメント施設機器	563
		その他有形固定資産	417
		その他無形固定資産	74
その他	東京都港区	のれん	1,151
		合 計	7,881

当グループは、事業のセグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産または資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産または資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	266, 229, 476	—	—	266, 229, 476

(2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	22, 627, 725	6, 911, 505	737, 441	28, 801, 789

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく市場買付けによる増加 6, 901, 600株

単元未満株式の買取りによる増加 9, 905株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少 736, 300株

単元未満株式の買増請求による減少 1, 141株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	4, 872	20	平成26年3月31日	平成26年5月28日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	4, 886	20	平成26年9月30日	平成26年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	4, 748	20	平成27年3月31日	平成27年5月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3, 604, 800株

V 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、持株会社である当社において中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に取引金融機関との間でコミットメントラインを契約しております。また、各事業の事業資金については、グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを運用しつつ、資金計画に照らして必要な分を銀行借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、グループ各社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

満期保有目的の債券は、グループ各社の資金運用管理規程等に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券は主として株式であり、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、各社取締役会等に報告されております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資等に必要な資金の確保及び調達手段の多様化を目的としたものであり、当グループでは、グループ各社が月次で資金繰の実績及び見込みを作成し、当社がグループ各社の資金繰の確認を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、並びに変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引であり、グループ各社のデリバティブ取引管理規程等に基づき、社内決裁を受けたうえで、主に財務部門または経理部門がその実行・管理を行っております。そのうえで適宜、各社の取締役会に状況報告が行われております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注) 2 に記載のとおりであり、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	102,260	102,260	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,239	39,239	△0
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,373	2,376	2
② その他有価証券(*1)	138,879	138,879	—
③ 関連会社株式	886	1,016	130
(4) 支払手形及び買掛金	26,964	26,964	—
(5) 短期借入金	13,842	13,842	—
(6) 長期借入金	32,918	32,837	81
(7) 1年内償還予定の社債	1,600	1,600	—
(8) 社債	56,200	55,854	345
(9) デリバティブ取引(*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△1	△1	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	17	17	—

(*1) 組込デリバティブは、時価を合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券に含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、受取手形及び売掛金のうち、当連結会計年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権ごとに債権額を決済日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、その他有価証券に含まれる譲渡性預金は、短期間（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、並びに(7)1年内償還予定の社債

これらのうち、短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金のうち、金利スワップの特例処理が適用されるものについては、当該金利スワップと一体として時価を算定しております。

(6) 長期借入金及び(8)社債

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）が適用されるものについては、当該金利スワップ及び金利通貨スワップと一体として時価を算定しております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	3,542
投資事業有限責任組合等出資	4,382
非連結子会社株式	436
関連会社株式	16,472
関連会社出資金	288

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

VI 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,337円46銭
1株当たり当期純損失	46円22銭

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

連結子会社における会社分割・合併及び一部子会社の商号変更について

当社は「グループ構造改革本部」を設置し、中長期的な視点からグループ全体の収益構造を見直すべく検討を進めており、平成27年1月30日及び2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で、グループ内組織再編と一部子会社の商号変更を実施いたしました。

(1) 会社分割・合併の目的

3事業グループへの再編施策の一環として、グループ各社の担当事業領域を明確にするとともに、今後もグループが保有する事業の継続的な見直しを行い、さらなる事業再編を進めるための施策としたグループ内組織再編を平成27年4月1日付で実施いたしました。

(2) 会社分割の概要

① 企業結合の法的形式

株式会社セガを分割会社とし、新設分割設立会社（株式会社セガホールディングス、株式会社セガ・インタラクティブ、株式会社セガ・ライブクリエイション）を設立

② 新設分割設立会社の概要

名称	株式会社セガ ホールディングス	株式会社セガ・ インタラクティブ	株式会社セガ・ライブ クリエイション
事業内容	セガグループの経営管理 及びそれに付帯する業務	アミューズメントゲーム 機器の開発・製造・販売等	リゾート事業におけるエン タテインメント施設の 企画・開発・運営
本店所在地	東京都品川区東品川 1-39-9	東京都大田区羽田 1-2-12	東京都品川区東品川 1-39-9
資本金	100百万円	100百万円	100百万円
大株主及び 持株比率	セガサミーホールディン グス株式会社100%	株式会社セガホールディ ングス100%	セガサミーホールディン グス株式会社100%

(3) 合併の概要

① 企業結合の法的形式

株式会社セガを吸収合併存続会社、株式会社セガネットワークスを吸収合併消滅会社とし、株式会社セガネットワークスは解散

② 合併当事会社の概要（平成27年3月31日現在）

名称	株式会社セガ (存続会社)	株式会社セガネットワ ークス (消滅会社)
事業内容	アミューズメント機器の開発・製造・ 販売、ゲームソフトウェアの開発・販売	インターネットその他通信手段を利用し た商品・サービスの企画、開発、設計、 販売、配信、管理運営に関する事業
本店所在地	東京都大田区羽田1-2-12	東京都港区六本木1-6-1
資本金	100百万円	10百万円

※ 株式会社セガは平成27年4月1日付で株式会社セガゲームスへ商号変更

(4) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井清幸	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木直哉	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸田健太郎	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(計算書類)

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	64,746	流 動 負 債	32,113
現 金 及 び 預 金	3,968	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	10,600
売 掛 金	504	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,600
有 価 証 券	36,910	未 払 金	5,382
前 払 費 用	233	未 払 法 人 税 等	8
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	5,705	未 払 費 用	334
未 収 入 金	5,389	預 り 金	13,649
未 収 還 付 法 人 税 等	4,465	前 受 収 益	11
繰 延 税 金 資 産	5	賞 与 引 当 金	106
そ の 他	7,564	役 員 賞 与 引 当 金	125
固 定 資 産	370,579	そ の 他	296
有 形 固 定 資 産	6,390	固 定 負 債	71,959
建 物	824	社 債 債	41,200
構 築 物	658	長 期 借 入 金	22,988
機 械 及 び 装 置	2	退 職 給 付 引 当 金	46
航 空 機	2,804	繰 延 税 金 負 債	7,389
車 両 運 搬 具	66	そ の 他	334
工 具 、 器 具 及 び 備 品	615	負 債 合 計	104,073
土 地	1,418	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	株 主 資 本	315,529
無 形 固 定 資 産	22	資 本 金	29,953
ソ フ ト ウ エ ア	20	資 本 剰 余 金	192,230
そ の 他	1	資 本 準 備 金	29,945
投 資 そ の 他 の 資 産	364,166	そ の 他 資 本 剰 余 金	162,285
投 資 有 価 証 券	37,010	利 益 剰 余 金	142,966
関 係 会 社 株 式	305,748	そ の 他 利 益 剰 余 金	142,966
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	18,186	繰 越 利 益 剰 余 金	142,966
長 期 貸 付 金	34	自 己 株 式	△49,621
長 期 前 払 費 用	71	評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,890
そ の 他	3,632	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,890
貸 倒 引 当 金	△517	新 株 予 約 権	832
資 産 合 計	435,326	純 資 産 合 計	331,252
		負 債 純 資 産 合 計	435,326

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	5,609	
受 取 配 当 金	19,162	24,771
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,848	6,848
営 業 利 益		17,923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	380	
有 価 証 券 利 息	80	
受 取 配 当 金	863	
固 定 資 産 運 用 収 入	57	
為 替 の 差 益	28	
そ の 他	36	1,447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	311	
社 債 利 息	238	
支 払 手 数 料	139	
社 債 発 行 費	155	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	39	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	
そ の 他	38	931
経 常 利 益		18,439
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	196	196
特 別 損 失		
関 係 会 社 支 援 損	3,011	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,317	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	11,330
税 引 前 当 期 純 利 益		7,305
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△217	
法 人 税 等 調 整 額	81	△136
当 期 純 利 益		7,441

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 剰 余 金			
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	29,953	29,945	162,325	192,270
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△39	△39
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△39	△39
当 期 末 残 高	29,953	29,945	162,285	192,230

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	145,283	145,283	△38,267	329,239
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△9,758	△9,758		△9,758
当 期 純 利 益	7,441	7,441		7,441
自 己 株 式 の 取 得			△12,601	△12,601
自 己 株 式 の 処 分			1,247	1,207
当 期 変 動 額 合 計	△2,316	△2,316	△11,354	△13,710
当 期 末 残 高	142,966	142,966	△49,621	315,529

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	15,771	15,771	1,078	346,088
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△9,758
当 期 純 利 益				7,441
自 己 株 式 の 取 得				△12,601
自 己 株 式 の 処 分				1,207
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△880	△880	△245	△1,125
当 期 変 動 額 合 計	△880	△880	△245	△14,836
当 期 末 残 高	14,890	14,890	832	331,252

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ：時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～47年
航空機	8年
工具、器具及び備品	2～13年

(2) 無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金：期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。
- (2) 賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金：役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金の算定にあたり、簡便法を採用しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を充たしているため振当処理を行い、金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建借入金及び借入金利息

(3)ヘッジ方針

当社は、外貨建借入金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引においては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、また、金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,252百万円

(2) 保証債務

被保証者	金額	内容
㈱セガ	1,198百万円 (US\$10百万)	未払金

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 6,031百万円
短期金銭債務 18,888百万円

III 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

経営指導料 5,609百万円
受取配当金（営業収益） 19,162百万円
販売費及び一般管理費 59百万円
営業取引以外の取引高 376百万円

(2) 特別損失

関係会社支援損3,011百万円は、当社関係会社2社に対する貸付金の債権放棄を行ったものであります。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 28,801,789株

V 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,556百万円
賞与引当金損金不算入額	35
貸倒引当金損金不算入額	167
投資有価証券評価損損金不算入額	4,794
関係会社株式評価損損金不算入額	2,693
投資事業組合運用損否認額	193
その他有価証券評価差額金	60
その他	71
繰延税金資産小計	9,571
評価性引当額	△9,533
繰延税金負債との相殺	△33
繰延税金資産合計	5
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,390百万円
未収還付事業税	△32
繰延税金負債小計	△7,422
繰延税金資産との相殺	33
繰延税金負債合計	△7,389
繰延税金負債の純額	△7,384

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.6%
寄附金の損金不算入額	22.8%
受取配当金等の益金不算入額	△101.7%
評価性引当額の増減額	33.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.9%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消されるもの)に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64%から回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が735百万円減少し、その他有価証券評価差額金が735百万円増加しております。

VI 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	サミー株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	3,758	売掛金	338
				連結納税	—	未収入金	3,823
				資金の預り(注) 3	—	預り金	9,915
子会社	株式会社セガ (注) 4	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料(注) 2	1,851	売掛金	166
				貸付金の回収	2,140	関係会社 短期貸付金	2,140
				利息の受取(注) 5	217	関係会社 長期貸付金	10,720
				連結納税	—	未収利息	85
子会社	マーザ・アニメーション プラネット株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	債権放棄(注) 6	2,000 (注) 6	—	—
子会社	株式会社セガトイズ	所有 直接 100.0%	役員の兼任	債権放棄(注) 7	2,677 (注) 7	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。
2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
3. グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。
4. 株式会社セガは平成27年4月1日付で株式会社セガゲームスへ商号変更いたしました。
5. 利息については市場金利を勘案し決定しております。
6. 株式会社マーザ・アニメーションプラネットに対する長期貸付金2,000百万円について債権放棄を行っております。長期貸付金の債権放棄額2,000百万円は当事業年度に関係会社支援損として計上しております。
7. 株式会社セガトイズに対する長期貸付金2,677百万円について債権放棄を行っております。長期貸付金の債権放棄額のうち1,666百万円に対しては前事業年度までに貸倒引当金を計上しており、差額1,011百万円は当事業年度に関係会社支援損として計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	有限会社 エフエスシー (注) 2	被所有 直接 5.50%	保険業務 代行	保険料の支払 (注) 3	8	前払費用	2
			業務委託	業務委託料の支払 (注) 3	9	—	—
			不動産、設 備の貸付	不動産賃貸料 の収入 設備使用料の収入 (注) 3	3	その他 流動負債	0

(注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。

2. 当社代表取締役会長兼社長である里見治が有限会社エフエスシーの口数を53%直接保有しております。

3. 取引価格の算定は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,391円67銭

1株当たり当期純利益

30円55銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年4月1日付で当社の子会社である、株式会社サミーネットワークス、株式会社セガトイズ、株式会社トムス・エンタテインメント、マーザ・アニメーションプラネット株式会社の全株式について当社の子会社である株式会社セガホールディングス（平成27年4月1日設立）に現物出資を行いました。

(1) 目的

3事業グループへの再編施策の一環として、グループ各社の担当事業領域を明確にするとともに、今後もグループが保有する事業の継続的な見直しを行い、さらなる事業再編を進めるためであります。

(2) 当該子会社の概要

名称	株式会社サミー ネットワークス	株式会社セガトイズ	株式会社トムス・エ ンタテインメント	マーザ・アニメーシ ョンプラネット株 式会社
事業内容	携帯電話、インター ネット等を通じた ゲーム・音楽関連コ ンテンツの企画・制 作・販売	玩具の開発・製造・ 販売	アニメーション映 画の企画・制作・販 売等	コンピュータグラ フィックスアニメ ーションの制作、ア ニメーション映画 の企画・制作、ライ センス事業
本店所在地	東京都港区 六本木1-6-1	東京都渋谷区 広尾1-1-39	東京都中野区 中野3-31-1	東京都品川区 東品川2-2-20
資本金	300百万円	100百万円	8,816百万円	100百万円
当該株式の 帳簿価額	12,065百万円	21百万円	12,011百万円	842百万円

(3) 現物出資後の持分比率

間接保有 100%

(4) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井清幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木直哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸田健太郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

セガサミーホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 嘉 指 富 雄 ㊟
社外監査役 平 川 壽 男 ㊟
監 査 役 阪 上 行 人 ㊟
社外監査役 榎 本 峰 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当グループに新たに参画した会社について、持株会社として支配、管理を行うため、当社の事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約の締結に関する規定の新設、一部変更を行うものであります。なお、変更案第34条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記(2)の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
第1条 (条文を省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) } (条文を省略)	(1) } (現行どおり)
(30)	(30)
(31) 遊技場、ゲームセンター、遊園地等の娯楽施設、宿泊施設、飲食施設、ゴルフ場、スポーツ施設、販売施設、文化施設、温泉浴場、療養施設、カラオケルーム、駐車場、洗車場の経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売	(31) 遊技場、ゲームセンター、遊園地等の娯楽施設、宿泊施設、飲食施設、ゴルフ場、スポーツ施設、販売施設、文化施設、温泉浴場、療養施設、カラオケルーム、駐車場、洗車場、 <u>音楽スタジオ、ライプハウスの経営およびフランチャイズシステムによる加盟店の募集、指導ならびにこれらの会員権の販売</u>
(32) } (条文を省略)	(32) } (現行どおり)
(40) (新設)	(40)
(41) } (条文を省略)	(41) <u>有料職業紹介業</u>
(57) (新設)	(42) } (現行どおり)
	(58)
	(59) <u>前各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. (条文を省略)	2. (現行どおり)
第3条 } (条文を省略) 第11条	第3条 } (現行どおり) 第11条
(基準日)	(基準日)
第12条 (条文を省略) 2. 前項および第53条に定める場合のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	第12条 (現行どおり) 2. 前項および第54条に定める場合のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。
第13条 } (条文を省略) 第33条	第13条 } (現行どおり) 第33条
(新設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u>
	第34条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第34条 } (条文を省略) 第45条	第35条 } (現行どおり) 第46条
(社外監査役との責任限定契約)	(監査役との責任限定契約)
第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第47条 } (条文を省略) 第54条	第48条 } (現行どおり) 第55条

第2号議案 取締役9名選任の件

当社取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	さとし み はじめ 里見 治 (昭和17年1月16日生)	昭和55年3月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 代表取締役社長 平成15年11月 (株)サミーネットワークス取締役会長 平成16年2月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役会長 平成16年5月 (社)日本アミューズメントマシン工業協会会長 (現任) 平成16年6月 サミー(株)代表取締役会長CEO 平成16年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役会長兼CEO 平成16年10月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) 平成17年3月 (社)日本遊技関連事業協会相談役 (現任) 平成17年5月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役 平成17年6月 (株)セガトイズ取締役会長 平成17年6月 (株)トムス・エンタテインメント取締役会長 平成18年12月 (社)日本アミューズメント産業協会会長 (現任) 平成19年5月 日本電動式遊技機工業協同組合理事長 (現任) 平成19年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役社長CEO兼COO 平成20年5月 同社代表取締役会長CEO 平成24年3月 フェニックスリゾート(株)社外取締役 平成24年4月 サミー(株)取締役会長 平成24年5月 フェニックスリゾート(株)取締役 平成24年6月 同社取締役会長(現任) 平成24年7月 (株)セガネットワークス (現 (株)セガゲームス) 取締役 平成25年5月 サミー(株)代表取締役会長CEO (現任) 平成27年4月 (株)セガホールディングス代表取締役会長(現任) 現在に至る	33,619,338株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
2	つる み なお や 鶴見尚也 (昭和33年2月8日生)	<p>平成4年3月 ㈱セガ・エンタープライゼス(現 ㈱セガゲームス) 入社</p> <p>平成16年12月 同社執行役員</p> <p>平成17年9月 SEGA PUBLISHING EUROPE LTD. CEO</p> <p>平成18年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 上席執行役員</p> <p>平成18年6月 SEGA HOLDINGS U. S. A., INC. CEO兼 President</p> <p>平成18年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Chairman</p> <p>平成18年10月 SEGA PUBLISHING AMERICA, INC. Chairman</p> <p>平成19年5月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 上席執行役員 欧米CS事業部事業部長</p> <p>平成20年5月 同社取締役 欧米CS事業部事業部長</p> <p>平成21年5月 同社取締役 CS事業部事業部長</p> <p>平成21年6月 同社常務取締役 CS事業部事業部長</p> <p>平成21年9月 SEGA EUROPE LTD. Chairman</p> <p>平成22年7月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 常務取締役 海外リージョン統括本部本部長</p> <p>平成22年8月 SEGA AMUSEMENT EUROPE LTD. CEO</p> <p>平成23年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 常務取締役 海外リージョン統括本部本部長兼コンシューマ事業担当</p> <p>平成24年4月 同社代表取締役社長COO</p> <p>平成24年5月 精文世嘉(上海)有限公司副董事長兼 CEO/首席執行官</p> <p>平成24年6月 SEGA HOLDINGS EUROPE LTD. CEO兼 President</p> <p>平成24年6月 当社取締役</p> <p>平成24年7月 ㈱セガネットワークス(現 ㈱セガゲームス) 取締役</p> <p>平成25年9月 ㈱セガドリーム(現 ㈱アトラス) 代表取締役社長</p> <p>平成26年4月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役副会長</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役専務 事業開発室、戦略企画室、関連事業部管掌(現任)</p> <p>平成26年6月 フェニックスリゾート㈱取締役副会長(現任)</p> <p>平成27年4月 ㈱セガホールディングス取締役副会長(現任)</p> <p>平成27年4月 ㈱セガ・ライブクリエイション代表取締役会長</p> <p>平成27年5月 ㈱セガ・ライブクリエイション代表取締役会長兼社長(現任)</p> <p>現在に至る</p>	12,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
3	* ふか ざわ こう いち 深澤 恒一 (昭和40年11月2日生)	<p>平成2年4月 ㈱三和銀行(現 三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>平成15年7月 サミー㈱入社</p> <p>平成15年8月 同社執行役員 社長室長</p> <p>平成16年10月 当社執行役員 社長室長</p> <p>平成16年10月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 執行役員 会長・社長室長</p> <p>平成17年1月 セガサミーアセット・マネジメント㈱(現 マーザ・アニメーションプラネット㈱) 取締役</p> <p>平成17年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役 会長・社長室長</p> <p>平成18年7月 当社執行役員 企画本部長</p> <p>平成19年1月 セガサミーアセット・マネジメント㈱(現 マーザ・アニメーションプラネット㈱) 代表取締役社長</p> <p>平成19年8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当</p> <p>平成19年10月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役 AM企画本部長</p> <p>平成20年5月 同社取締役 新規事業本部長</p> <p>平成21年4月 公益社団法人経済同友会 幹事(現任)</p> <p>平成21年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役</p> <p>平成21年6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント㈱(現 マーザ・アニメーションプラネット㈱) 代表取締役社長</p> <p>平成23年3月 マーザ・アニメーションプラネット㈱代表取締役社長</p> <p>平成24年6月 サミー㈱取締役 社長室管掌</p> <p>平成25年6月 当社上席執行役員</p> <p>平成26年4月 ㈱セガトイズ代表取締役専務</p> <p>平成27年4月 同社取締役(現任)</p> <p>平成27年4月 当社上席執行役員 専務取締役付兼グループ代表室担当兼秘書室担当(現任)</p> <p>現在に至る</p>	4,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
4	きと み はる き 里見 治紀 (昭和54年1月11日生)	平成13年4月 国際証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社 平成16年3月 サミー(株)入社 平成17年1月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 入社 平成17年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Director 平成17年10月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. Director 平成21年7月 SEGA OF AMERICA, INC. Vice President of Digital Business 平成23年10月 SEGA OF AMERICA, INC. Senior Vice President of Digital Business 平成23年11月 (株)サミーネットワークス取締役 平成24年4月 同社代表取締役社長CEO (現任) 平成24年6月 SEGA OF AMERICA, INC. Director (現任) 平成24年6月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 取締役 平成24年6月 当社取締役 (現任) 平成24年7月 (株)セガネットワークス (現 (株)セガゲームス) 代表取締役社長CEO 平成26年4月 サミー(株)取締役 (現任) 平成26年6月 (株)サンリオ取締役 (現任) 平成26年11月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 代表取締役副社長 平成27年4月 (株)セガホールディングス代表取締役副社長 (現任) 平成27年4月 (株)セガゲームス代表取締役社長CEO (現任) 現在に至る	689,748株
5	あお き しげる 青木 茂 (昭和27年1月3日生)	平成17年5月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 入社 上席参事 平成17年6月 同社執行役員 中国・アジア事業推進室長 平成18年8月 世嘉(中国)网络科技有限公司董事長 平成20年6月 サミー(株)執行役員 経営管理本部長 平成20年8月 同社執行役員 コーポレート本部長 平成21年4月 同社取締役 コーポレート本部長 平成23年6月 同社常務取締役 コーポレート本部長 平成24年4月 同社代表取締役社長COO (現任) 平成25年6月 当社取締役 (現任) 現在に至る	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
6	おかむらひでき 岡村秀樹 (昭和30年2月1日生)	昭和62年1月 ㈱セガ・エンタープライゼス(現 ㈱セガゲームス)入社 平成9年6月 同社取締役 コンシューマ事業本部副本部長兼サターン事業部長 平成12年6月 同社取締役 ドリームキャスト事業部門担当 平成14年6月 ㈱デジキューブ代表取締役副社長 平成15年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)専務執行役員 コンシューマ事業本部長 平成16年6月 ㈱トムス・エンタテインメント取締役 平成16年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)常務取締役 コンシューマ事業本部長 平成16年10月 当社取締役 平成19年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)取締役 平成20年6月 ㈱トムス・エンタテインメント代表取締役社長 平成26年4月 ㈱トムス・エンタテインメント取締役副会長 平成26年4月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス)代表取締役社長COO 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 ㈱セガホールディングス代表取締役社長COO(現任) 平成27年4月 ㈱セガゲームス取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱セガ・インタラクティブ取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱トムス・エンタテインメント代表取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱セガトイズ代表取締役会長(現任) 平成27年4月 マーザ・アニメーションプラネット㈱代表取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱インデックス代表取締役会長(現任) 平成27年4月 ㈱ダーツライブ代表取締役会長(現任) 現在に至る	19,112株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
7	おぐち ひさお 小口久雄 (昭和35年3月5日生)	昭和59年4月 ㈱セガ・エンタープライゼス(現 ㈱セガゲームス) 入社 平成12年6月 同社執行役員 平成14年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成16年10月 当社取締役副会長 平成17年8月 SEGA HOLDINGS EUROPE LTD. CEO 平成18年5月 SEGA HOLDINGS U.S.A., INC. Chairman 平成19年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 代表取締役副社長 平成20年2月 同社代表取締役 平成20年5月 同社取締役 平成20年5月 サミー㈱取締役 平成20年6月 ㈱セガ(現 ㈱セガゲームス) 取締役CCO 平成20年6月 当社取締役兼CCO(現任) 平成20年11月 サミー㈱取締役CCO 平成21年4月 サミー㈱専務取締役 平成21年6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント㈱(現 マーザ・アニメーションブラネット㈱) 取締役 平成23年4月 サミー㈱代表取締役専務 平成23年9月 ㈱ディー・バイ・エル・クリエイション取締役(現任) 平成24年4月 サミー㈱代表取締役副社長 平成25年6月 セガサミークリエイション㈱代表取締役社長(現任) 現在に至る	31,500株
8	いわ なが ゆうじ 岩永裕二 (昭和16年4月3日生)	昭和39年4月 東鳩製菓㈱入社 昭和45年9月 ゼネラルエアコン㈱入社 昭和56年4月 弁護士登録(現任) 昭和56年4月 柳田・桜木法律事務所入所 昭和59年9月 リリック・マクホース・アンド・チャールズ法律事務所(現 ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所) パートナー(現任) 昭和59年12月 カリフォルニア州弁護士登録(現任) 平成15年4月 Manufacturers Bank社外取締役 平成17年6月 JMS North America Corporation社外取締役(現任) 平成18年6月 太陽誘電㈱社外取締役(現任) 平成19年6月 当社社外取締役(現任) 現在に至る	0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
9	夏野 剛 (昭和40年3月17日生)	<p>昭和63年4月 東京ガス㈱入社</p> <p>平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱(現 ㈱NTTドコモ)入社</p> <p>平成17年6月 同社執行役員 マルチメディアサービス部長</p> <p>平成20年5月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授</p> <p>平成20年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 びあ㈱取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 トランスコスモス㈱社外取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 エヌ・ティ・ティレゾナント㈱取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 SBIホールディングス㈱取締役</p> <p>平成20年12月 ㈱ドワンゴ取締役(現任)</p> <p>平成21年6月 ㈱ディー・エル・イー社外取締役(現任)</p> <p>平成21年9月 グリー㈱社外取締役(現任)</p> <p>平成22年1月 ビットワレット㈱(現 楽天Edy㈱)社外取締役</p> <p>平成22年12月 ㈱U-NEXT社外取締役(現任)</p> <p>平成23年4月 ㈱CUUSOO SYSTEM社外取締役</p> <p>平成25年4月 慶應義塾大学環境情報学部客員教授</p> <p>平成25年6月 トレンダーズ㈱社外取締役</p> <p>平成25年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授(現任)</p> <p>平成26年10月 ㈱KADOKAWA・DWANGO取締役(現任)</p> <p>現在に至る</p>	2,000株

(※は新任候補者であります。)

- (注) 1. 里見治氏は、当社との間に業務委託契約等の取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岩永裕二氏及び夏野剛氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 岩永裕二氏につきましては、国際弁護士としての専門の見地からグローバル企業の国際企業法務に関して高い実績を挙げられており、また弁護士登録以前に企業の上級管理職として経営に携わった経験もあり、経営に関する高い見識を有しているため社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 夏野剛氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 岩永裕二氏及び夏野剛氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ8年及び7年となります。

第3号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

現在の取締役の報酬額は、平成24年6月19日開催の第8期定時株主総会において年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額1億3,000万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

また、当社の社外取締役を除く取締役は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと7名となります。

1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、ストック・オプションを付与するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

2,500個を上限とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式250,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

① 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第4号議案 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領にて、当社従業員並びに当社子会社（孫会社を含む、以下同じ。）の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち、当グループにおける特定の業務に従事する者に対し、当該業務において成果を挙げた場合のインセンティブとして新株予約権を付与することで、当該業務に対する貢献意欲や士気をより一層高め、さらに優秀な人材を確保することを目的として、ストック・オプション制度を実施しようとするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式100,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

- (5) 新株予約権の公正価額
行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より1年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社子会社の取締役、監査役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- ① 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権に関するその他の事項
- ① 本議案に基づく新株予約権の付与期間は、本議案承認日から1年以内の最終日若しくは次期定時株主総会の前日のいずれか先に到来する日までとし、当該期間及び新株予約権の総数の範囲内において、複数回に分割して当社取締役会の決議により付与することができるものとする。
 - ② 新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

